

「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」 ロゴマーク使用規約

1. 目的

「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」ロゴマーク使用規約(以下「本使用規約」という。)は、国内の企業・団体(以下、「国内企業等」という。)が、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマークについて

ロゴマークは、別紙ロゴマークに掲げるものとします。ロゴマークはロゴマーク・ダウンロードページからダウンロードすることができます。使用に当たっては、別紙のロゴマーク使用レギュレーションを参照して、ご使用ください。

3. ロゴマークの使用

(1)「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」を参照して開示資料等の資料を作成し、公表する国内企業等は、ロゴマークを当該開示等の資料(統合報告書、アニュアルレポート等)に表示することができます。

(2)以下の記載事項をご連絡いただければ使用可能となります。

①企業・団体名、②代表者 役職・氏名、③証券コード(上場企業の場合)、④法人所在の都道府県、⑤住所、⑥ロゴマークを使用する資料名(統合報告書、アニュアルレポート等、複数の資料の記載可)、⑦知財・無形資産ガバナンスガイドラインをどのように参照・活用したか、⑧担当部署、⑨担当者連絡先(住所、氏名、電話番号、メールアドレス)

連絡先メールアドレス：iprpublic@cao.go.jp

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報・知財・無形資産ガバナンスガイドラインのロゴマークに関する業務についてのみ利用させていただきます。

(3) ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。

(4) 以下の場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。

- ① 法令や公序良俗に反する方法で使用した場合
- ② その他、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の趣旨に明らかに反するような方法で使用した場合
- ③ その他、内閣府が適当でないと認めた場合

(5) (1)に該当する者以外は原則として、ロゴマークを使用することができません。ただし、ロゴマーク及び「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の取組を広報・促進することを目的として報道機関等が使用する場合であって、内閣府へ事前にご連絡いただける場合は、この限りではありません。

4. 情報の公表について

内閣府では、3.(2)の連絡があった企業については、3.(2)で記載していただいた事項のうち、①企業・団体名、③証券コード(上場企業の場合)、⑥ロゴマークを使用する資料名、⑦知財・無形資産ガバナンスガイドラインをどのように参照・活用したかを、内閣府ウェブサイトにて公表することがあります。

5. 使用状況の報告

内閣府は、ロゴマークを使用している者に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

6. 規約の改訂

本使用規約は、内閣府により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。

お問合せ先

内閣府 知的財産戦略推進事務局

E-MAIL: jprpublic@cao.go.jp

*いただいたご連絡への対応には、お時間を頂戴する場合がございます。